

第 9-8 表 公的扶助制度・支援政策等

Table 9-8: Public assistance systems

	日本	
制度名	生活保護制度	求職者支援制度（注1）
根拠法	生活保護法（1950年制定、最終改正2024年）	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（2011年制定、最終改正2024年）
管理運営	厚生労働省（実施は地方自治体）	厚生労働省、ハローワーク、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構、訓練実施機関
財源	国（4分の3）及び自治体（4分の1）	政府の一般財源及び雇用保険特別会計
対象	資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する者	雇用保険の適用がなかった離職者、フリーランス・自営業を廃業した者、雇用保険の受給が終了した者、一定額以下の収入のパートタイムで働きながら、正社員への転職を目指す者など
受給要件	生活保護は世帯単位で行い、世帯員全員が、その利用し得る資産、資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することが前提。扶養義務者の扶養は、生活保護法による保護に優先する	以下の全てに該当する者が対象となる ・本人収入が月8万円以下 ・世帯全体の収入が月30万円以下 ・世帯全体の金融資産が300万円以下 ・現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない ・訓練実施日全てに出席する（やむを得ない理由がある場合であっても、8割以上出席する） ・世帯の中で同時にこの給付金を受給して訓練を受けている者がいない。 ・過去3年以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給を受けていない ・過去6年以内に、職業訓練受講給付金の支給を受けていない
給付の種類・水準	・種類：生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助（医療扶助、介護扶助は現物給付、それ以外は金銭給付が原則） ・生活扶助の基準額：①食費等の個人的費用（年齢別に算定）、②光熱水費等世帯共通的費用（世帯人員別に算定）、を合算して算出	・職業訓練受講手当：月10万円 ・通所手当：訓練施設へ通所する場合の定期乗車券などの額（月上限42,500円） ・寄宿手当（訓練施設に通所するために住居の変更が必要とハローワークが認める場合：月10,700円 ・給付期間：訓練期間（2～6か月）に応じた期間
現状・実績	生活保護費：2兆7,927億円（2024年度当初予算） 被保護世帯数：164万3,938世帯（2024年5月） 被保護者数：201万3,709人（実人員、2024年5月）	求職者支援訓練受講者数累計：4万289人（2022年度） 訓練修了者等の就職状況：基礎コース57.1%、実践コース 59.0%（2022年度）

注 1) 一度でも訓練を欠席したり（やむを得ない理由を除く）、ハローワークの就職支援を拒否したりすると、給付金が不支給となるばかりではなく、これを繰り返すと訓練期間の初日に遡って給付金の返還命令等の対象となる。職業訓練受講給付金だけで生活費が不足する者は、労働金庫の貸付制度を利用できる（要返済）。訓練の受講料は無料、テキスト代等は自己負担。

第 9-8 表 公的扶助制度・支援政策等（続き）

Table 9-8: Public assistance systems (cont.)

	アメリカ				
制度名	貧困家庭一時扶助(TANF)	補足的保障所得 (SSI)	メディケイド	補助的栄養支援プログラム (SNAP、旧フードスタンプ)	一般扶助（勤労所得税額控除）（注3）
根拠法	社会保障法	社会保障法	社会保障法(ACA)（注2）	フードスタンプ法	1986年税制改革法
管理運営	州政府	連邦政府	州政府	州政府	連邦政府
財源	連邦及び州の一般財源	連邦政府	連邦及び州の一般財源	連邦政府	—
対象	未成年の児童、妊婦のいる世帯等	65歳以上の高齢者、障害者等	貧困家庭の児童、妊婦等	所得水準が連邦の基準を下回る世帯等	1ドル以上の年収があるとともに、子の数等で定まる上限年収以下の者
受給要件	州ごとに異なる	所得・家族構成等により、州ごとに異なる（州により上乘せ給付あり）	所得・家族構成等により、州ごとに異なる	所得・家族構成等により異なる	所得税額から勤労所得税額控除を差し引くとマイナス額が算出される者への税の還付（実際は給付）
給付の種類・水準	州ごとに決定	1人当たり：967ドル 夫婦当たり：1450ドル （月額、2025年）	—	4人世帯：最大975ドル （月額、2025年度）	平均還付額：約2743ドル （2023年）
現状・実績	被保護者数：200万人 （2023年度） 被保護世帯数：83万世帯 （2023年度） 基礎手当額（連邦政府支出）：36億ドル （2023年度）	被保護者数：730万人 （2024年1月） 総支給額：608億ドル （2023年）	被保護者数：8404万人 （2024年1月） 総支給額：8717億ドル （2023年）	被保護者数：4110万人 （2023年度平均） 総支給額：1129億ドル （2023年度、諸経費込み）	2300万人が総額で640億ドルの還付（2024年）

注 2) Affordable Care Act: ACA.

3) Earned Income Tax Credit: EITC.

第 9-8 表 公的扶助制度・支援政策等（続き）

Table 9-8: Public assistance systems (cont.)

	イギリス		
制度名	ユニバーサル・クレジット	所得調査制求職者手当	雇用・生活補助手当(所得連動)
根拠法	2012年福祉改革法	1995年求職者法	2007年福祉改革法
管理運営	雇用年金省	雇用年金省	雇用年金省
財源	一般財源	一般財源	一般財源
対象	従来の低所得者向け給付（注4）を統合する制度として、2013年以降段階的に導入中（2024年に完了予定） ※対象者は、18歳～年金受給年齢未満のイギリス居住者（例外的に16～17歳層にも適用）	原則として18歳～年金受給年齢未満の失業者であるイギリス居住者（16～17歳層について例外あり） ※ユニバーサル・クレジットの導入に伴い、新規申請は不可	健康上の理由により就労困難な低所得者。就労能力を評価の上、就労関連活動グループと要支援グループに区分 ※ユニバーサル・クレジットの導入に伴い、新規申請は不可
受給要件	・低所得又は失業中 ・フルタイムの教育を受けていない（例外あり） ・資産が1万6000ポンド以下 ・受給中の活動計画に合意する（通常、求職者として受給するためには、ジョブセンター職員との定期的な面談や継続的な求職活動などが記載される）	・仕事に就いておらず（又は週16時間未満労働）、フルタイムの教育も受けていない ・就労が可能 ・資産が1万6000ポンド以下 ・収入のある仕事に週24時間以上従事している配偶者がいない ・受給中の活動計画に合意し、2週間に1度、ジョブセンター・プラスに来所する	・年金支給開始年齢前の者 ・法定の傷病手当、産休手当を受給しておらず、復職もしていない ・求職者手当を受給していない ・世帯内に雇用・生活補助手当の受給者がいない ・資産が1万6000ポンド以下
給付の種類・水準	世帯構成、状況（子、障害者の子を含む等）により支給内容を決定、受給者の収入や一定水準以上の資産に応じて減額。支給期間に関する上限はなし。 基本額（ポンド、月額、2024年度） ・単身者：16～24歳 311.68 25歳以上 393.45 ・カップル（25歳以上）：617.60 加算 ・児童（2人まで）：287.92（注5） ・保育費（実費の85%）： 1人 1014.63、2人～1739.37 ・住居費（賃貸料等）など	世帯構成、状況（障害者、年金受給者を含む等）により支給内容を決定、受給者の収入や一定水準以上の資産に応じて減額。支給期間に関する上限はなし。 基本額（ポンド、週当たり、2024年度） ・単身者：16～24歳 71.70 25歳以上 90.50 ・カップル（18歳以上）：142.25	世帯構成、状況（障害者、年金受給者を含む等）により支給内容を決定、受給者の収入や一定水準以上の資産に応じて減額。支給期間に関する上限はなし。 基本額（ポンド、週当たり、2024年度） ・単身者：16～24歳 71.70 25歳以上 90.50 ・カップル（18歳以上）：142.25 グループ別の加算（注6） ・就労関連活動：35.95 ・要支援：47.70
現状・実績	給付者数：475万6千人、 総支給額：521億2千万ポンド （グレートブリテン、2023年度）	給付者数：3万6千人 総支給額：1億5千万ポンド （グレートブリテン、2023年度）	給付者数：114万人 総支給額：74億5千万ポンド （グレートブリテン、2023年度）

注 4) 所得調査制求職者手当、所得連動制雇用・生活補助手当、活補助、住宅給付、税額控除（児童・就労）。

5) 2017年4月の制度改正以前からの継続受給の場合、1人目は315.00ポンド／月、2人目以降269.58ポンド（人数制限なし）。

6) 就労関連活動グループの加算は、2017年4月以降の新規申請者には適用されない。

第 9-8 表 公的扶助制度・支援政策等（続き）

Table 9-8: Public assistance systems (cont.)

	イギリス（続き）			
制度名	所得補助	住宅給付	税額控除	ワーク・アンド・ヘルス・プログラム
根拠法	1992年社会保障拠出・給付法	1992年社会保障拠出・給付法	2002年税額控除法	
管理運営	雇用年金省	雇用年金省及び地方自治体	歳入関税庁	雇用年金省、官民の就業支援組織
財源	一般財源	一般財源	一般財源	—
対象	一人親等	賃貸住宅に居住する低所得世帯に賃貸料を補助	就労や子の有無により税を還付	ジョブセンター・プラスが対象者を就業支援組織に紹介
受給要件	※ユニバーサル・クレジットの導入に伴い、新規申請は不可 ・16歳～年金支給開始年齢前の者 ・無所得又は低所得 ・資産が1万6000ポンド以下 ・週の就労が16時間未満（配偶者は24時間未満） ・所定の条件を満たす者（妊娠中、一人親で子が5歳未満（養子の場合16歳未満）、介護者等）	※ユニバーサル・クレジットの導入に伴い、新規申請を年金支給開始年齢に到達した高齢者や支援住宅等の居住者に限定 ・住居の賃貸料を支払っている ・低所得又は給付を受給している ・資産が1万6000ポンド以下	※ユニバーサル・クレジットの導入に伴い、新規申請を限定（既に一方の税額控除を受給している場合のみ可） ①就労税額控除 ・25歳以上（注7） ・所定の週労働時間以上の就労：25～59歳で30時間以上、60歳以上、障害者、一人親の場合は16時間以上、子のいるカップルは合計で24時間以上（うち一方が16時間以上） ・就労は4週以上継続し、収入を伴うもの ②児童税額控除 9-10表(p.276)参照	・障害者 ・不利な状況等により、就労支援を必要とする者（介護者、ホームレス、難民、薬物等の依存症による就労困難者、犯罪歴のある者など） ・失業者向けの給付を24か月以上受給している長期失業者 ※長期失業者以外については、参加は任意 支援内容： ・対象者の求職活動や、就職後の定着の支援（必要に応じた訓練等を含む）、健康問題の就労への影響の削減等 ・就業支援組織には、成果（一定期間の雇用または自営業者として6か月間の就業）に応じて委託費が支払われる
給付の種類・水準	家族構成等を勘案（単位：ポンド） ・単身者 16～24歳：71.70 25歳以上：90.50 ・カップル 18歳以上：142.25（週当たり、2024年）	・賃貸料の全額又は一部（公的住宅か民間賃貸かなど、条件により異なる） ・資産額等により減額	①就労税額控除 基本部分： 2435ポンド／年 労働時間や障害の有無、子の有無などで加算あり ②児童税額控除 9-10表(p.276)参照	
現状・実績	被保護者数：14万人、総支給額：6億5千万ポンド（グレートブリテン、2023年度）	被保護者数：235万人、総支給額：157億7千万ポンド（グレートブリテン、2023年度）	被保護世帯数：120万2千世帯、総支給額：88億ポンド（グレートブリテン、2022年度）	2017年の導入以降、2024年8月までの参加者は34万人。

注 7) 子がいるか、障害がある場合は16～24歳も対象。

第 9-8 表 公的扶助制度・支援政策等（続き）

Table 9-8: Public assistance systems (cont.)

	ドイツ		
制度名	社会扶助 (Sozialhilfe)	市民手当 (Bürgergeld)	長期失業者の削減プログラム
根拠法	社会法典第12編	社会法典第2編 (SGB II)	社会法典第3編 (SGB III)
管理運営	地方自治体	連邦雇用エージェンシー及び地方自治体	連邦労働・社会省
財源	自治体の一般財源（高齢期及び稼働能力減少・喪失時の基礎保障については、2014年以降は連邦政府が100%負担）	連邦政府の一般財源（全額国庫負担。ただし、受給者に対する住居費及び暖房費は地方自治体の一般財源）	欧州社会ファンドの資金を活用
対象	就労能力のない生活困窮者（資力調査が要件）	働くことが可能で生活に困窮している者（大半は失業給付Ⅰの受給期間が終了した者）	・35歳以上の失業給付Ⅱ受給者 ・2年以上の失業者（特に5年以上の失業者には集中促進策が行われる） ・有用な職業資格がないこと ・職業紹介を行う上で困難な状況があること（健康上の問題、50歳以上、ドイツ語の知識がない等）
受給要件	親族等からの支援がなく、かつ、就労が不能な生活困窮者であること	・15歳以上法定老齢年金の支給開始年齢未満（注10） ・1日最低3時間の就労ができる者 ・自身の財産や収入を利用しても生計を十分に確保できず、親族や他者等からの支援も得ていない状態であること ・日常的にドイツに居住していること	労働社会省が欧州社会ファンドの資金を活用して行う長期失業者対策は、上述の一定の条件を満たす者を雇用した事業主に対して、ジョブセンターを通じて賃金助成を行う

第 9-8 表 公的扶助制度・支援政策等（続き）

Table 9-8: Public assistance systems (cont.)

	ドイツ（続き）		
給付の種類・水準	・給付額は、必要不可欠な生計費から手取り収入や他制度からの現金給付等の合計を差し引いた額を基本に算定される ・中心的な給付は「生計扶助」で、給付内容は、食料、住居、衣服、身体の手入れ、家具、暖房及び日常生活上の個人的需要（一定限度内での交際や文化生活への参加等）に係る費用（必要不可欠な生計費）である ・このほかに疾病、障害、要介護等様々な生活上の特別な状況にある者に対して援助を行う「特別扶助」や「高齢期及び稼働能力減少・喪失時の基礎保障」給付などがある	給付基準月額： （2024年1月1日以降） ・単身者、ひとり親、未成年のパートナーがいる者：563ユーロ ・双方とも成人（満18歳以上）同士のカップル：1人につき506ユーロ ・両親と同居する18歳以上25歳未満の者：451ユーロ ・14～17歳：471ユーロ ・6～13歳：390ユーロ ・0～5歳：357ユーロ	一定の条件を満たす者を雇用した事業主に対して、最大75%の賃金助成が支払われる
現状・実績	被保護者数： ・生活扶助受給者数 約22万6千人（2022年末） ・高齢期及び稼働能力減少・喪失時の基礎保障受給者 約121万人（2023年9月）	市民手当受給者数： ・就労可能な受給者 約392万9千人（2023年） ・就労可能でない受給者（上記の同居人） 約155万6千人（2023年）	賃金助成のほかにも、ジョブセンターの専門員により、長期失業者に対する就職に向けた適切な働きかけ、雇用後の企業内でのコーチング、必要に応じた職業資格や基礎能力（読み書き等）の習得への斡旋などを行う

注 8) 2012年から上限は段階的に67歳に上げ中。

第 9-8 表 公的扶助制度・支援政策等（続き）

Table 9-8: Public assistance systems (cont.)

	フランス			
制度名	積極的連帯所得手当(RSA)		連帯特別手当(ASS)	
根拠法	社会福祉・家庭法典L.262-2条など		労働法典第L5423-1条など	
管理運営	家族手当金庫(CAF)、農業社会共済(MSA)、県、雇用年金省		規則制定などの制度管理は政府、事業の管理運営はフランス・トラバユ(France Travail)	
財源	国の一般財源		国の一般財源（全額国庫負担）	
対象	25歳以上、若しくは1人以上の子（胎児を含む）がいる25歳未満のフランス居住者（注9）		原則失業給付（雇用復帰支援手当: ARE）の受給期間を満了した長期失業者。自発的にASSの受給を選択した50歳以上のARE対象者	
受給要件	職に就くと手当の支給が止められたRMIに対し、RSAでは、最長で3か月間、就労所得とRSAを同時に取得できる		・離職前10年間に5年以上就業していたこと ・実際に求職活動を行っていること ・手当を申請した時点で家族扶養手当及び住宅手当を除く1か月の収入が、一定額（2024年4月現在、単身者1,330.70ユーロ、夫婦（カップル）2,091.10ユーロ）に満たない	
給付の種類・水準	RSAの定額金は、世帯の収入、構成人数等により設定		世帯収入に応じて給付額が決まる	
		子なし	子1人	子2人
	単身者	635.71	953.56	1,144.27
	カップル夫婦	935.56	1,144.27	1,334.98
	（単位：ユーロ、2024年10月現在）			
	※単身者・カップルとも、子3人目以降は1人増えるごとに254.28ユーロが加算			
現状・実績	被保護世帯数：		受給者：25万6300人（2024年8月現在）	
	184万世帯（2024年9月末現在）		支給総額：22億2万5000ユーロ（2019年）	
	被保護者数：			
	473万人（2024年9月末現在）			

出典：厚生労働省「2021年海外情勢報告」等、〔日本〕「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律」（2011年10月）、〔アメリカ〕保健社会福祉省(DHHS)、農務省、内国歳入庁、〔イギリス〕 Gov.uk、Citizens Advice、〔ドイツ〕労働社会省(BMAS)、連邦雇用エージェンシー(BA)、厚生労働省「2023年海外情勢報告」〔フランス〕政府公共サービス及び家族手当金庫(CAF)、調査・研究・評価・統計局（DREES）ウェブサイト（Suivi mensuel des prestations de solidarité - Édition de novembre 2024, Paru le 05/12/2024）参照。

注 9) 所得のない者に対し、「最低限の生活手段を保障し、職に就くあるいは復職することを奨励し、社会参入を手助けする」制度として、RMI（社会参入最低所得手当）及びAPI（単親手当）に代わり、2009年6月1日より全国的に導入された。